社労士の **試験ガイド**

License Guide

受験の申込みに関するお手続きの際は、必ずご自身で最新の試験情報をご確認ください。

試験実施スケジュール (令和6年度例)

受験案内発表 4/12(金)より 受験申込受付期間

4/15(月)~5/31(金) 試験センターにて個人申込 試験日程 8/25(日)

選択式 10:30~11:50(80分) 択一式 13:20~16:50(210分)

合格発表 10/2 (水)

※後日、合格証書が郵送されるほか、合格 者の受験番号が官報に掲載されます。

★令和4年度の第54回社会保険労務士試験より、インターネットによる受験申込みが実施されています。詳細は社会保険労務士試験オフィシャルサイト(当ページ下部を参照)をご確認ください。

受験資格(令和6年度例)

受験資格に関する詳細は当ページ下記の「受験の申込み及び問い合わせ先」にお尋ねください。TAC社労士講座申込の際には、必ずご自身で受験資格の有無をご確認ください。

大学在学中 でも社労士 試験を受験 できます。

受験資格(主なもの)

- ●学校教育法による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を 卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者(専攻の学部学科は問わない)。
- ●上記の大学(短期大学を除く)において62単位以上の卒業要件単位を修得した者。 上記の大学(短期大学を除く)において一般教養科目と専門教育科目等との区分けをしているものに おいて一般教養科目36単位以上を修得し、かつ、専門教育科目等の単位を加えて合計48単位以上 の卒業要件単位を修得した者。
- ●行政書士試験に合格した者。

※受験資格のない方には、「TAC行政書士講座」の受講をお勧めします。詳細はTACホームページをご覧ください。

受験者数・合格率の推移



受験料(令和6年度例)

¥15,000

試験科目

	科目名	科目内容		選択式出題数	選択式配点	択一式出題数	択一式配点
労働関係科目	労働基準法	憲法25条(生存権)の規定を受けて、労働者が安心して働けるよう労働条件の最低基準を定めたもので 者を保護するとともに、使用者に一定の制限を設けているのが労働基準法です。	あり、労働	1	3点	- 10	7点 ※1
	労働安全衛生法	労働災害から労働者を守り、快適な作業環境の形成促進を目的とし、安全衛生管理体制や健康管理等 規定しているのが労働安全衛生法です。	言について		2点		3点 ※1
	労働者災害 補償保険法	労働者の仕事中の災害や、仕事が原因となった疾病(業務上災害)、通勤途上の災害(通勤災害)に対し、医療 サービスや現金支給による補償をメインに規定しているのが労働者災害補償保険法です。			5点	7	7点 ^{※2}
	雇用保険法	学法 労働者が失業した場合などに、必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに就職を促進し、さらに失業の予防等労働者の福祉の増進を図ることを目的に諸規定が設けられているのが雇用保険法です。			5点	7	7点 ^{※2}
	労働保険の保険料の 徴収等に関する法律			出題無し		6	6点 **2
	労務管理その他の労 働に関する一般常識	## 1		1	5点	5	5点 ※3
社会	健康保険法	健康保険法 労災保険の業務上と異なり業務外の疾病・負傷が対象となり、扶養家族に対しても給付があります。 健康保険法はその名の通り、健康を害したときなどそれによる負担が大きくならないように私たちの生活を守ってくれる医療保険です。			5点	10	10点
保険	厚生年金保険法	字生年金保険法 会社員や公務員の老齢や障害、死亡についての給付をメインに規定しているのが厚生年金保険法です。 国民年金法と非常につながりの深い科目です。			5点	10	10点
関 係	国民年金法	老齢や障害、死亡についての給付をメインに規定しているのが国民年金法です。自営業者や被扶養配偶者(例えば会社員の妻など)を主たる対象者としながらも、全国民共通の「基礎年金」としての役割も担っている年金です。			5点	10	10点
科目	社会保険に 関する一般常識				5点	5	5点 ※3
●選択式…各問5点(各空欄1点)とし、1科目5点満点、合計40点満点 ●択一式…各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点			8問	40点	70問	70点	

- ※1 択一式の(労基)と(安衛)は1科目の混合問題として出題され、(労基)の配点が7点、(安衛)の配点が3点となる。
- ※2 択一式の(労災)と(雇用)と(徴収)は混合問題として出題され、(労災)7点+(徴収)3点で1科目、(雇用)7点+(徴収)3点で1科目となる。
- 3 択一式の(労一)と(社一)は1科目の混合問題として出題され、(労一)の配点が5点、(社一)の配点が5点となる。

合格基準【令和5年度】

選択式 総合得点26点以上かつ各科目3点以上 択一式 総合得点45点以上かつ各科目4点以上

受験の申込み及び問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会 試験センター TEL:03-6225-4880

〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館 5階 (受付時間▶月~金9:30~17:30)※±·日·祝は除く。

FAX 03-6225-4883 (24時間受付)※必ず連絡先を明記してください。 ホームベージ URL https://www.sharosi-siken.or.jp/